

令和2年3月17日

受講生の皆様へ

## 新型コロナウイルスの感染防止のための特別措置の実施について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、発熱等風邪の症状がみられる場合は、学校や会社を休むことが厚生労働省からも推奨されています。

発熱や咳、全身痛などのウイルス感染症の疑いがある症状がみられる場合は、受講等について慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

当協会では今のところ感染防止対策を取り予定通り講習を実施しますが、受講者の健康確保や新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当面以下のとおり特別措置を実施します。

### 記

1. 受講される方は、手洗いや咳エチケット（マスク着用）等、感染症対策の徹底をお願いします。
2. 発熱等の風邪症状がみられることにより、学科講習の受講を見合わせる方につきましては、学科受講日の変更を行いますので、前日又は当日の講習開始時刻までに当協会へご連絡をお願いします。  
その際は、病院を受診される場合は、診療の明細のわかる書類の提出をお願いしますが、受診が出来ない場合は事業主の証明の提出をお願いします。
3. 受講日の変更（繰り延べ）を希望される場合は、講習日の1週間前（1週間前の日が休日にあたる場合は、それ以前の直近営業日）の17時までに電話にて連絡をお願いします。
4. 上記の措置は、令和2年4月に実施する講習のみを対象とします。

以上

尼崎労働基準協会  
電話：06-6411-8881